

## 調査表の記入方法及び添付書類について

### 【様式1】平成22年度主観的事項評価数値調査表

#### 1. 障害者雇用について<第1表>

- (1) 申請日の直前1年以内の雇用状況について記入してください
- (2) 「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）」において障害者雇用状況の報告義務がある事業主の方は、公共職業安定所に提出した「障害者雇用状況報告書（様式第6号）」（公共職業安定所の受付印があるもの）の写しを添付してください。また、<第1表>A、C、F 蘭は「障害者雇用状況報告書（様式第6号）」合計欄における区分⑨、⑭、⑮の数字を各々記入してください。
- (3) 障害者雇用状況の報告義務はないが、現に障害者を雇用している事業主の方は、対象となる障害者の方の傷害状況を証明するものの写し（本人の身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し）及び直接的かつ恒常的な雇用が確認できるものの写し（本人の健康保険被保険者証又は本人が記載されている健康保険厚生年金標準報酬決定通知書若しくは賃金台帳の写し）を提出してください。

#### 2. ISO、エコアクション21の認証取得について<第2表>

- (1) 取得状況を記入してください。
- (2) 取得している場合は登録証の写しを添付してください。
- (3) ISO14000シリーズとエコアクション21の重複加点は行いません。

#### 3. 社会貢献活動について<第3表>

- (1) 申請日の直前1年間の活動状況等を記入してください。
- (2) 対象とする活動は、別途「平成22年度社会貢献活動の評価基準について」のとおりとしますので、これを熟読のうえ申請を行ってください。  
なお、活動内容がわかる証明書類等が添付されていない場合には、実態は評価対象となる活動であっても加点されないことがありますのでご注意ください。
- (3) 「その他の地域貢献活動」については、調査表に記載した項目番号（「①地域おこしに資する事業」～「⑥地域の防災・防犯その他安全対策に資する事業」のいずれかを選択し、その番号を記入するとともに、活動の名称及び実施年月日を記入してください。  
なお、社会貢献活動のうち「その他の地域貢献活動」については、別途『社会貢献活動の「その他の地域貢献活動」判定基準表』を活動ごとに作成のうえ、調査表とあわせて提出してください。

#### 4. 指名停止について<第4表>

- (1) 申請日の直前1年間に本市の指名停止を受けた場合に記入してください。

#### 5. 労働福祉について<第5表>

- (1) 労働福祉の状況を記入してください。
- (2) 申請日直近の「経営規模等評価結果決定通知書・総合評定値通知書」（経審通知）に記入されている労働福祉の状況について、該当するものを○で囲んでください。
- (3) 経審通知に記入された内容に変更がある場合は、その内容を確認できる書類を提出してください。

## 6. 技術力について<第6表>

- (1) 許可の区分欄は該当する区分を○で囲ってください。
- (2) 技術者の状況は様式2に基づいて記入してください。

### 【様式2】技術者の有資格及び実務経験調書

- (1) 様式2は土木工事又は建築工事それぞれについて作成してください。土木、建築どちらにも該当する技術者については、両方に記入してください。
- (2) 有資格者については、資格を証明できる資格者証等の写しを添付してください。今回は、指名願に添付されているものであっても、監理技術者資格者証を含めて、最新のものの写しを提出してください。(変更等がない場合も必ず添付してください。)
- (3) 営業所専任の技術者を確認しますので、建設業許可官庁に提出する「建設業許可申請書様式八号(1)又は(2)(第三条関係)専任技術者証明書(新規・変更)又は専任技術者証明書(更新)」の副本の写し(最新のもの)を提出してください。
- (4) 技術者が直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが確認できる書類を添付してください。監理技術者資格者証によって雇用関係が確認できる場合は、監理技術者資格者証のみの提出で構いません。  
＜例＞健康保険被保険者証、健康保険被保険者標準報酬決定通知書、市町村民税等の特別徴収税額の通知書、雇用保険被保険者証、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)等の写し

### その他の留意事項

- (1) 評価数値は、提出いただいた調査表で算定します。したがって、記入漏れ等があった場合は原則として加点されません。
- (2) 技術者の資格を証明する書類、社会貢献活動にかかる証明書類など、必要な書類が添付されていない場合や添付書類で必要な条件等が確認できない場合は、原則として加点対象外となります。
- (3) 上記(1)及び(2)のとおり、今回は原則として、記入漏れや添付書類の不足などについて、市から事業者の方に、個別に連絡して確認することは予定していませんので、申請にあたっては十分ご注意ください。

### 【提出書類一覧】※証明書等の添付書類は写しで可

- ①平成22年度主観的事項評価数値調査表(様式1)
- ②障害者雇用を証する書類(該当がある場合のみ)
- ③ISO、エコアクション21の認証取得を証する書類(該当がある場合のみ)
- ④技術者の資格・実務経験調書(様式2)
- ⑤技術者の資格を証する書類(実務経験の場合は添付不要とし、様式2に経験年数等の必要事項を確実に記入すること)
- ⑥技術者の雇用関係を証する書類
- ⑦「建設業許可申請書様式八号(1)又は(2)(第三条関係)専任技術者証明書(新規・変更)又は専任技術者証明書(更新)」の副本の写し(最新のもの)
- ⑧社会貢献活動の内容等を証する書類(申請する活動ごとに添付してください。)
  - a 関係機関・事業運営団体が発行する証明書類
  - b 活動内容と企業名などがわかる写真、新聞記事、パンフレット
  - c 運営主体の団体から発行された支援要請文書や礼状など
- ⑨社会貢献活動の「その他の地域貢献活動」判定基準表(別途様式あり)  
…活動を申請する場合は、必ず提出してください。
- ⑩経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(建設業法施行規則による有効期間内のもの)  
…必ず今回の申請にコピーを添付して提出してください。